

## 会計制度見直しの概要について

地方公営企業の会計制度は、平成23年度の地方公営企業法及び関係政省令の改正により、資本制度及び会計基準について改正が行われました。

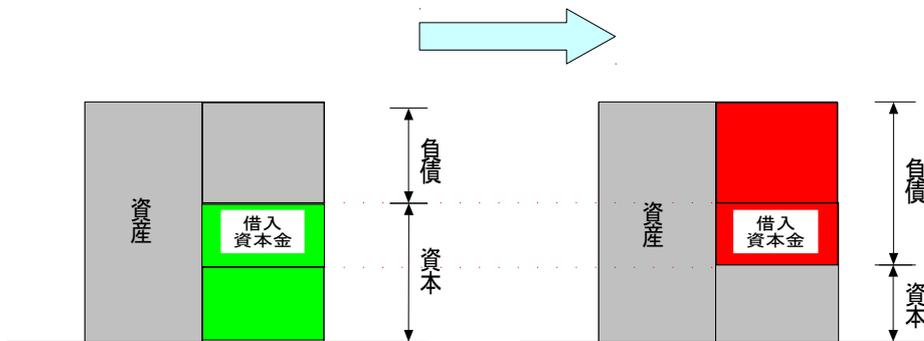
資本制度の見直しは、これまで国が行っていた義務付けが廃止され、地方公営企業の自由度を高めるものとなっています。これにより、本市では、平成24年に「甲賀市の地方公営企業法の適用事業における利益及び資本剰余金の処分等に関する条例」を制定しました。

会計基準の見直しは、会計処理の変更や、新たな会計処理の追加などがあり、本市では、平成26年度の予算及び決算から新たな会計基準を適用しています。

### 会計基準見直しの主な内容

#### 1. 借入資本金を負債に計上

借入資本金とは、建設改良等の財源に充てるために発行した企業債です。これまで「資本」に計上していた借入資本金を負債に計上することになりました。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は流動負債に計上します。



#### 2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更

任意適用が認められていた「みなし償却制度(固定資産取得に交付された補助金等相当額分を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却をする制度)」が廃止されました。

本市では、「みなし償却制度」を採用していましたが、みなし償却が廃止されたことにより、減価償却費が増加しますが、補助金等は、「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化(長期前受金戻入として営業外収益に計上)していきます。

#### 3. 引当金の計上義務付け

引当ての要件を満たす事象は引当金を計上することになりました。地方公営企業会計における引当金の要件は、①将来の特定の費用又は損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、④金額を合理的に見積もることができるものと認められるものです。本市では、新たに貸倒引当金と賞与引当金を計上します。

#### 4. キャッシュ・フロー計算書の作成義務付け

公営企業会計は、現金収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき記録、整理する発生主義会計方式をとっています。そのため、収益・費用を認識する会計期間と現金の収入・支出を認識する時期とに差異が生じますが、キャッシュ・フロー計算書の導入により、現金の収入・支出に関する情報を得ることが可能となります。

※新会計基準の適用により、財務諸表の表示は大きく変わりますが、多くは表示方法の変更に伴うものであり、経営実態が変わるものではありません。